

共同企業体資格審査申請書

令和 年 月 日

浦添市土地開発公社

理事長 大城 千栄美 殿

〇〇〇〇 共同企業体

共同企業体代表者

住 所
商号又は名称
代 表 者

代表構成員 記載

共同企業体構成員

住 所
商号又は名称
代 表 者

代表構成員 記載 (同上)

共同企業体構成員

住 所
商号又は名称
代 表 者

その他構成員 記載

今般、連帯責任により共同業務を行うため、〇〇〇株式会社を代表者とする〇〇〇〇共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴公社発注に係る浦添ふ頭地区交流・賑わい空間施設配置計画検討業務委託の入札に参加させていただきたく、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、真実と相違ないことを誓約します。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浦添市土地開発公社に係る浦添ふ頭地区交流・賑わい空間施設配置計画検討業務（以下、単に「業務」という。）の委託。

(2) 前号に附帯する業務。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号

〇〇〇〇株式会社 内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2. 業務を受託することができなかつた時は、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

ただし、当該業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行 〇〇支店 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある時は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資

の割合により分割し、これを第8条に基づく協定者に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。

ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合に、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(業務完成後解散までの間における構成員の脱退、破産又は解散した場合の措置)

第19条 構成員の中いずれかが業務完成後、当企業体が解散に至るまでの期間において脱退、破産又は解散した場合における処置については、運営委員会の決するところによる。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社 外1社は、上記のとおり 〇〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者